

本事務連絡のポイント

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が行われたことを踏まえ、感染対策の一層の徹底をお願いします。なお、文部科学省及び厚生労働省からも通知等が発出されております。あわせて、認定こども園における新型コロナウイルス感染症への対応について、これまで示された主なガイドライン等を整理するとともに、感染者等が発生した場合の臨時休業等の対応について整理しましたので、お知らせいたします。

事 務 連 絡

令和 3 年 1 月 8 日

都道府県
各 指定都市 認定こども園担当課 御中
中 核 市

内閣府子ども・子育て本部参事官付
(認定こども園担当)

認定こども園における新型コロナウイルス感染症への対応について

日頃より認定こども園行政の推進に御尽力・御協力いただき大変ありがとうございます。

このたび、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条に基づく緊急事態宣言が発出されました。

これを受け、文部科学省より「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」（令和 3 年 1 月 8 日付け文部科学省通知）、厚生労働省より「緊急事態宣言が発出された地域における保育所等の対応について」（令和 3 年 1 月 7 日厚生労働省事務連絡）が発出されましたのでお知らせします。地域の感染の状況に応じて、感染症対策を一層徹底くださるようお願いします。あわせて、認定こども園における新型コロナウイルス感染症への対応について、これまで示された主なガイドライン等を整理するとともに、感染者等が発生した場合の臨時休業等の対応について整理しましたので、下記のとおり周知いたします。

つきましては、下記の内容をご確認の上、適切な対応をお願いします。

また、このことについて、管内の認定こども園及び市町村に対して周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症への対応については、これまで主に以下の（1）から

(3) のガイドライン等が示されているところです。特に、幼保連携型認定こども園については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）（第 27 条）に基づき、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に定める出席停止や臨時休業等に関する規定が準用されていますので、出席停止や臨時休業等の実施については、学校（幼稚園）を対象とするガイドライン等を踏まえつつ適切な対応をお願いします。また、幼保連携型以外の認定こども園については、基本的には幼稚園又は保育所等の認可等を受けて設置・運営されているものであることから、それぞれ学校（幼稚園）又は保育所等について示されたガイドライン等を踏まえつつ適切な対応をお願いします。その上で、認定こども園が、一人で家にいることができない年齢の子どもが利用していることや、保護者の就労等により保育の必要性がある子どもの受け皿になっていることを踏まえた臨時休業等に関する対応については、後述の 2. において整理しているところですので、これらを踏まえた対応をお願いします。

(1) 「新型コロナウイルス感染症に対応した持続可能な学校運営のためのガイドライン」（令和 2 年 6 月内閣府事務連絡（抜粋））（別添①）

（内閣府注：別添①省略）

学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していく必要があることから策定されたものであり、学校における感染症対策の考え方や感染者等が発生した場合、児童生徒等の出席等に関する対応や臨時休業を実施する場合の考え方等について示されています。特に、幼稚園型認定こども園及び幼保連携型認定こども園については、出席停止等の取扱いや臨時休業等について、本ガイドラインを踏まえたご対応をお願いします。

なお、このたびの緊急事態宣言に関しては、「小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（令和 3 年 1 月 5 日付け文部科学省通知）（別添②）、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」（令和 3 年 1 月 8 日付け文部科学省通知）を踏まえた対応をお願いします。（別添③） **（内閣府注：別添②，③省略）**

「小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（別添②）（抜粋）

1. 学校教育活動の継続と臨時休業の考え方について

地域一斉の臨時休業については、学校における新型コロナウイルス感染症のこれまでの感染状況や特性を考慮すれば、当該地域の社会経済活動全体を停止するような場合に取りべき措置であり、学校のみを休業とすることは、子供の健やかな学びや心身への影響から、避けることが適切です。

児童生徒や教職員の中に感染者が発生した場合に、感染者が 1 人発生したことのみにもって、学校全体の臨時休業を行うことは、控えてください。（中略）

なお、幼稚園において臨時休業を行う場合には、幼稚園は一人で家にいることができない年齢の幼児が利用していることを踏まえ、感染拡大防止のための万全の対策を講じた上での預かり保育の提供を縮小して実施すること等を通じて、必要な者に保育が提供されないということがないよう、居場所の確保に向けた取組の検討をお願いします。

「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」(別添③)(抜粋)

2. 感染症対策

(5) 幼稚園における感染症対策

幼稚園においては、必要に応じて(2)等に述べた感染症対策を参照するとともに、幼児特有の事情を考慮し、「衛生管理マニュアル」第5章「幼稚園において特に留意すべき事項について」に掲げる事項にも留意しながら、各園における感染症対策について改めて確認・徹底すること。

(2) 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.12.3 Ver.5)」(令和2年12月文部科学省事務連絡)」(参考①) (内閣府注：参考①省略)

上記(1)の「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」の考え方にに基づき、学校の衛生管理に関するより具体的な事項について学校の参考となるよう作成されたものです。「Ver.5」の改訂のポイントとして、感染者が発生した場合、直ちに臨時休業を行う対応を見直し、設置者において、保健所と相談の上、臨時休業の要否を判断すること等が示されています。特に、幼稚園型認定こども園及び幼保連携型認定こども園においては、本マニュアル等を踏まえた感染症対策の取組を進めていただくようお願いします。また、認定こども園は満3歳未満の園児も在園することから、感染症予防などについて「保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)」(平成30年厚生労働省)や「保育所等における感染拡大防止のための留意点について(第二報)」(令和2年5月厚生労働省事務連絡)等も活用しつつご対応をお願いします。

(3) 「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&A(第八報)」(令和3年1月7日)(参考②) (内閣府注：参考②省略)

保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の臨時休園等の考え方や、新型コロナウイルスへの感染予防の取組を行うに当たっての留意点、行事等における注意点等について示されるとともに、市町村における対応の考え方についても示されています。特に、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園においては、本Q&A等を踏まえた適切な対応をお願いします。

なお、このたびの緊急事態宣言に関しては、「緊急事態宣言が発出された地域における保育所等の対応について」(令和3年1月7日厚生労働省事務連絡)を踏まえた対応をお願いします。(別添④) (内閣府注：別添④省略)

「緊急事態宣言が発出された地域における保育所等の対応について」(別添④)(抜粋)

- 保育所、放課後児童クラブ等については、感染防止策を徹底しつつ、原則開所していただきたいこと。

2. 1. のほか、認定こども園において感染症等の発生した場合の臨時休業等の対応に関して、以下のとおり整理しましたので、これを参考とした対応をお願いします。

感染症等が発生した場合の対応については、「幼保連携型認定こども園については、認定こども園法第 27 条により学校保健安全法第 20 条が準用されていますので、感染症の予防上必要がある時は、臨時に学級閉鎖や休業を行うことができるとされています。その際、保育の必要性のある子どもを受け入れている児童福祉施設であることを踏まえて対応することが望まれます。これらの措置を行うべきか否かについて、またこれらの措置を行うとした場合の期間等の決定や衛生管理、職員及び休園している園児や登園している園児に対する指導等を含む感染症予防に必要な措置については、自治体関係部署、学校医及び学校薬剤師等と十分相談してください。」

（自治体向け F A Q【第 18 版】No. 229）と示しているところであり、これらを踏まえた対応をお願いします。

また、幼稚園型認定こども園においても保育の必要性のある子どもの受け皿となっていることから、これらの園児への対応については、上記の幼保連携型認定こども園に準じた対応をお願いします。

さらに、1.（1）のガイドラインにおいては、幼稚園を臨時休業する場合の預かり保育等の提供について以下のとおり示されていますので、幼稚園型認定こども園はもとより、幼保連携型認定こども園においても、同様の配慮をお願いします。

「新型コロナウイルス感染症に対応した持続可能な学校運営のためのガイドライン」（別添①）（抜粋）

○幼稚園を臨時休業する場合の預かり保育等の提供

幼稚園の臨時休業を行う場合には、幼稚園は一人で家にいることができない年齢の幼児が利用していることを踏まえ、感染拡大防止のための万全の対策を講じた上での預かり保育の提供を縮小して実施すること等を通じて、必要な者に保育が提供されないということがないよう、居場所の確保に向けた取組を検討する。特に、子ども・子育て支援新制度や幼児教育・保育の無償化において保育の必要性の認定を受けている幼児であって、保護者が医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者である場合や、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者の子供の保育が必要な場合等については積極的な対応を検討する。

なお、市町村関係部署におかれては、認定こども園から臨時休業等を行う場合についての相談があった場合には、上記を踏まえ、園との連携及び調整を図りつつ、状況を踏まえた適切な対応をお願いします。

（本件担当）

内閣府子ども・子育て本部参事官付
（認定こども園担当）

Tel : 03 (6257) 3095

【参考】

- ①「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.12.3 Ver.5）」（令和2年12月文部科学省事務連絡）」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html

- ②「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&A（第八報）」
（令和3年1月7日）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html

（厚生労働省「保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報」のページ）